

証券コード 9628
平成28年6月3日

株 主 各 位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号
本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 野 呂 裕 一

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願ひ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以上

- (お願い) * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.san-hd.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、112,332,180円となります。

これにより、中間配当（1株につき20円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき40円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	小 西 幸 治 (昭和22年10月30日生)	昭和45年4月 近畿日本鉄道株式会社入社 昭和59年2月 当社入社 平成3年4月 当社経営企画室長 平成6年6月 当社取締役経営企画室長 平成10年6月 当社常務取締役経営企画室長 平成11年11月 当社常務取締役社長室長 平成13年12月 当社常務取締役管理担当 平成16年6月 当社専務取締役管理担当 平成18年4月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役副会長 平成25年6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 取締役	111,001株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">の ろ ゆう いち 野 呂 裕 一 (昭和37年8月30日生)</p>	<p>昭和61年4月 アメリカン・ライフ・インシ ュアランス・カンパニー入社</p> <p>平成6年7月 A I Gマーケティング出向 (A I G株式会社)</p> <p>平成13年4月 エイアイジー・スター生命保 険株式会社出向</p> <p>平成16年6月 アメリカン・ライフ・インシ ュアランス・カンパニー顧客 戦略統括部長</p> <p>平成18年4月 当社入社、執行役員マーケテ ィング戦略部付部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役マーケティング戦 略部付部長</p> <p>平成20年6月 当社常務取締役マーケティン グ戦略部長兼東京支店長</p> <p>平成21年6月 当社専務取締役情報システム 担当マーケティング戦略部長 兼東京支店長</p> <p>平成23年6月 当社取締役副社長情報システ ム・マーケティング戦略担当</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>平成28年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 会 長</p>	24,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	はり しま さとし 播 島 聡 (昭和37年9月25日生)	昭和62年4月 株式会社リクルートコンピュー ータプリント(現株式会社リ クルートコミュニケーション ズ) 入社 平成11年4月 当社入社 平成15年10月 当社大阪営業部付部長 平成17年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役関係会社株式会 社公益社、株式会社葬仙担当 平成19年6月 当社常務取締役関係会社株式 会社公益社、株式会社葬仙担 当 平成21年6月 当社専務取締役購買管理・プ ロジェクトマネジメント担当 平成23年6月 当社取締役副社長人事・購買 担当 平成25年6月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス 担当 平成27年4月 当社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 葬 仙 取 締 役	44,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	まと ば もと し 的 羽 元 司 (昭和38年5月9日生)	昭和62年4月 光洋精工株式会社(現株式会社ジェイテクト)入社 平成3年4月 株式会社テザック入社 平成10年10月 当社入社 平成16年10月 当社総務人事部総務担当部長 平成18年6月 当社執行役員総務部長 平成19年6月 当社取締役コンプライアンス担当兼総務部長 平成22年6月 当社常務取締役総務・人事・人事企画・コンプライアンス・内部監査担当兼秘書部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス・内部監査担当兼管理本部長兼総務部長 平成25年6月 当社常務執行役員コンプライアンス・内部監査担当兼管理本部長兼総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 常務執行役員	6,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	<p style="text-align: center;">たな はし やす ろう 棚 橋 康 郎 (昭和16年1月4日生)</p>	<p>昭和38年4月 富士製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社</p> <p>平成7年6月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)取締役エレクトロニクス・情報通信事業部長</p> <p>平成9年4月 同社常務取締役エレクトロニクス・情報通信事業、新素材事業、シリコンウエーハ事業、LSI事業管掌</p> <p>平成12年4月 新日鉄情報通信システム株式会社(現新日鐵住金ソリューションズ株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成15年4月 同社代表取締役会長</p> <p>平成16年6月 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役(現任)</p> <p>平成17年6月 株式会社村田製作所社外取締役</p> <p>平成19年6月 横河電機株式会社社外取締役</p> <p>平成21年9月 株式会社公益社監査役</p> <p>平成22年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	はら だ まさ とし 原 田 雅 俊 (昭和30年2月9日生)	昭和52年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成15年6月 同社労政グループ グループマネージャー 平成20年4月 同社役員 人事・総務・保信担当 平成20年6月 同社取締役 平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事(現任) 平成22年4月 パナソニック株式会社 常務取締役 平成23年4月 同社常務取締役 関西代表 平成24年6月 同社常務役員 関西代表 平成26年6月 株式会社公益社監査役(現任) 平成27年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事 株式会社公益社監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 棚橋康郎、原田雅俊の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 棚橋康郎氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって6年であります。
 - (3) 同氏は、平成21年9月から平成27年6月まで、当社の子会社である株式会社公益社の監査役でありました。
 - (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者 原田雅俊氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

- (2) 同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
 - (3) 同氏は、現在、当社の子会社である株式会社公益社の監査役であります。
 - (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、棚橋康郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、棚橋康郎氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。

また、原田雅俊氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 原田雅俊氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、退任した監査役の残任期間となります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
はた かつ ふ み 秦 一 二 三 (昭和34年5月28日生)	昭和60年9月 監査法人中央会計事務所入所 平成5年3月 公認会計士登録 平成18年9月 みずぎ監査法人 パートナー 就任 平成19年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 パートナー就任 平成27年6月 当社顧問 平成27年6月 当社常務執行役員監査担当 (現任)	0株

(注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

秦 一二三氏が選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

監査役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
当社は、平成25年6月25日開催の当社第84期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本株主総会の終結の時までとされており、

つきましては、旧プランを後記「2. 提案の内容」記載のとおり同一の内容にて更新する（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）とともに、当社定款第12条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ごの意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人材力、専用施設、運営ノウハウ、商品・サービス要素の調達力、商品開発力、企画運営力などをその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀

損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当て等の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注1）を講じます（以下、それらの施策を合わせて「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の関与

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会

規則（その概要については注2ご参照）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のいずれかに該当する委員3名以上から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主意思確認のための株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

なお、本プラン更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです（更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については注2ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）に係る株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書

には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内（初日不参入。以下、特に断らない限り期間の計算方法につき同様とします。）に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める様式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の詳細、その結果等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

- ④ 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦ 買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書、買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限(当社グループの事業の規模、社会性及び特殊性等に鑑み、原則として60日間を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には)当社取締役会から、独立委員会が十分と認める情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで

に（但し、下記(e)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を30日間を限度として延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要と認める場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合でも、予め当該実施に関して下記(g)に基づき株主総会の承認を得るべき旨の勧告をすることができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施前日までの間、その中止等の勧告（例えば、新株予約権の無償割当ての場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告）を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日

間を上限とします。)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本ブランドの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認のための株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認のための株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が株主意思確認のための株主総会の開催を勧告する場合には、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施の承認等を議案とする株主総会の招集手続を速やかに行うものとします。当社取締役会は、当該株主総会の招集手続を実施する際、買付説明書及び本必要情報の概要、当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「意思確認総会議決権基準日」といいます。)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、意思確認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。なお、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権無償割当て等に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認のための株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載される当社取締役会の決議又は(g)に記載される株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
 - (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが客観的・合理的に判断できる買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個の目的である株式（注11）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所（但し、主たる取引所が変更された場合には、それに従うものとします。）における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注12）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注13）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容は、本新株予約権の無償割当ての場合には原則として上記2. (4)「本新株予約権の無償割当ての概要」で定めた内容とし、その他の施策の場合にもこれに準じて施策の概要が明らかになる内容とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任を含みます。以下「有効期間」といいます。）は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社

取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（注1）具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

（注2）独立委員会規則として、以下のような事項が定められています。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、または社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、速やかに上記選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。
- ・独立委員会は、本プランに定められた事項の決定等を行うとともに、当社取締役会から諮問された事項の判断を行う。
- ・独立委員会は、各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本議案2.(2)(a)②において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本議案において同じとします。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本株

主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

棚橋康郎（たなはし やすろう）

【略歴】

昭和16年1月4日生

昭和38年4月 富士製鐵株式會社（現 新日鐵住金株式会社）入社

平成7年6月 新日本製鐵株式會社（現 新日鐵住金株式会社）取締役

平成9年4月 同社 常務取締役

平成12年4月 新日鐵情報通信システム株式会社（現 新日鐵住金ソリューションズ株式会社）代表取締役社長

平成15年4月 同社 代表取締役会長

平成16年6月 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役（現任）

平成17年6月 株式会社村田製作所 社外取締役

平成19年6月 横河電機株式会社 社外取締役

平成21年9月 株式会社公益社 監査役

平成22年6月 当社社外取締役（現任）

棚橋康郎氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、棚橋康郎氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

原田雅俊（はらだ まさとし）

【略歴】

昭和30年2月9日生

昭和52年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社

平成15年6月 同社労政グループ グループマネージャー

平成20年4月 同社役員 人事・総務・保信担当

平成20年6月 同社取締役

平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事（現任）

平成22年4月 パナソニック株式会社 常務取締役

平成23年4月 同社常務取締役 関西代表

平成24年6月 同社常務役員 関西代表

平成26年6月 株式会社公益社監査役（現任）

平成27年6月 当社社外監査役（現任）

原田雅俊氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、原田雅俊氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

高橋秀彰（たかはし ひであき）

【略歴】

昭和40年8月31日生

昭和63年4月 川鉄建材工業株式会社（現 J F E 建材株式会社）入社

平成5年10月 瑞穂監査法人入所

平成8年6月 辻井稔税理士事務所入所

平成10年4月 公認会計士登録

平成10年5月 税理士登録

平成10年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所

平成16年10月 高橋秀彰総合会計士事務所設立 同所代表（現任）

平成27年6月 当社社外監査役（現任）

高橋秀彰氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

田村 茂（たむら しげる）

【略歴】

昭和36年10月 8 日生

昭和60年 4 月 株式会社横浜銀行入行

平成12年 6 月 株式会社メンバーズ入社 経営管理部長兼公開準備室長

平成12年 8 月 同社管理担当取締役（C F O）

平成14年 9 月 株式会社アプリックス入社 経営管理本部長（C F O）

平成15年 6 月 オリックス株式会社入社 投資銀行本部プリンシパルインベ
ストメント バイスプレジデント

平成17年 8 月 医療産業株式会社（現 株式会社M I Cメディカル）入社
上席執行役員社長室長

平成18年 8 月 同社取締役副社長

平成22年 6 月 同社代表取締役社長

平成26年10月 同社取締役会長

平成27年 5 月 株式会社メディアドゥ 社外監査役（現任）

平成27年 6 月 当社社外監査役（現任）

田村 茂氏は会社法第 2 条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当
社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

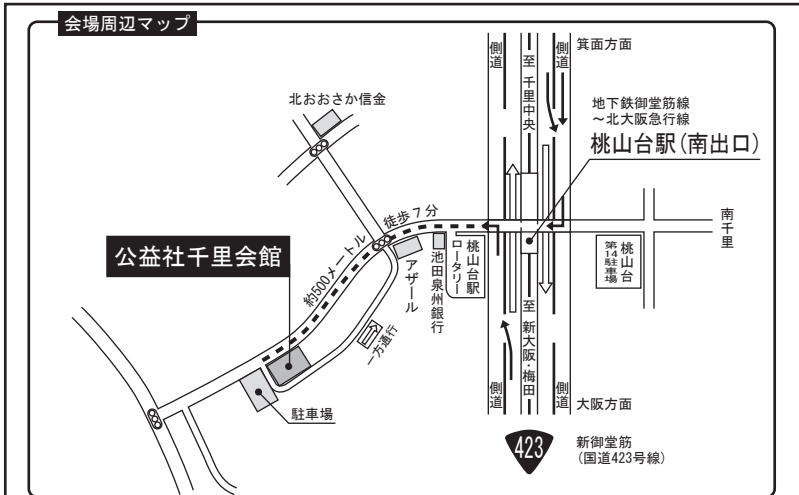
(メ モ)

(メ モ)

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーより送迎バスをご用意しておりますのでご利用ください。

定時株主総会会場のご案内 (燦ホールディングス株式会社)

会 場 公益社 千里会館 (まほろば)
住 所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
TEL 06-6832-0034
FAX 06-6831-7984



交通機関

- JR大阪駅からのアクセス
「梅田駅」より大阪市営地下鉄御堂筋線
「千里中央駅」行き乗車。
北大阪急行「桃山台駅」(南出口)から下車。
(所要時間20分)
- 伊丹空港からのアクセス
「大阪空港駅」より大阪モノレールに乗車、
「千里中央駅」にて北大阪急行に乗り換え、
「桃山台駅」(南出口)から下車。(所要時間30分)

